

令和7年度「苫小牧市立苫小牧東中学校の部活動に係る活動方針」

1 活動方針策定の趣旨等

・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」「苫小牧市部活動ガイドライン」に則り、「苫小牧東中学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という)を策定する。

(1) 部活動の位置づけ

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により学校教育の一環として行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

同好の生徒が顧問(教員や指導員)の指導のもと、自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや芸術・文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するためのものである。

また、部活動の様子の観察などをつうじて生徒の状況理解を高めることができるなど教育的意義も高い活動である。

(2) 部活動の意義

部活動は、各学校の教育課程での活動や取組と結びついて、学校教育が目指す資質・能力の育成を実現する役割を担っているものとする。部活動の意義は以下のようにおさえる。

○スポーツや芸術・文化及び科学等に親しむことを通してその楽しさを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。

○体力の向上や健康の増進を図る。

○協調性、連帯感、責任感などの涵養を図る。

○自主性を育み、自己肯定感を高め、努力による達成感をもたらす。

○異年齢の交流の中で、生徒相互が励まし協力する中で生徒同士が好ましい人間関係を構築することや、指導者と指導を通じて触れ合うことにより学級と異なる人間関係の形成につなげる。

以上の意義を踏まえ、部活動の活動の様子を観察することを通して生徒の状況理解を深めることができる。その意義をより効果的・合理的に取り組むためには、学校全体として教職員が部活動の意義をおさえた上で、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動（令和7年度4月1日現在）

本校は、令和7年度、次の部活動を設置する。

運動部活動:【バドミントン部】【ソフトテニス部】【卓球部】

文化部活動:【吹奏楽部】【美術部】

拠点校部活動:【野球部】【サッカー部】

(2) 年間の活動計画、毎月の活動実績の作成・提出

- ・各部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ・校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ・部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ・各部においては、生徒指導の視点に立った部活動運営に努め、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場を定期的に設ける。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 活動時間設定

- | | |
|----|---|
| ア) | 原則、1日の活動時間は平日2時間、学校休業日は3時間とする。 |
| イ) | 活動時間には、準備・片付け時間は含めなくて良い。 |
| ウ) | 合同チーム等の練習場所への移動時間は活動時間に含めなくて良い。ただし、長時間の移動を伴う場合などについては当日・別日の休養の設定について留意する。 |

(2) 休養日設定

- ア) 原則、週2日以上(平日1日、土日1日以上)を設定した上で、1年を52週とし年間累計休業日を104日とする。
- イ) 学校閉庁日も休養日(9日)とし、合計113日を確保する。
- ウ) 週末、または祝日やむを得ず活動を行う場合は、休養日を他の日に振り替える。
- エ) 長期休業中の休養日は、課業日の扱いに準ずるが、長期休業の趣旨を鑑み、部活動以外の多様な活動もできるようある程度長期の休養期間を設けることが望ましい。
- オ) 道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、ノ一部活動 DAY を原則とする。

(3) 非常天災等の対応

- ・上記(1)～(2)の扱いに関わらず、非常変災における対応については、苫小牧市学校防災対応マニュアルを原則とする。

(4) 参加する大会等

- ・生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう参加する大会やコンクール等を精査する。

(5) 方針策定・運用に当たっての留意事項

「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「道立学校に係る部活動の方針」「苫小牧市部活動ガイドライン」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定するとともに、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 部活動の充実に向けて

(1) 運営上指導上の留意事項

- ・「指導のガイドライン」や各種競技・種目団体の作成する指導の手引き等をもとに効果的・合理的な指導に努めるとともに、生徒に過大な肉体的負荷を課したり精神的負荷を与えるなどしての練習とならないよう配慮する。
- ・会計の取扱いについては、本校の私費会計の取扱いの規定に基づき、事前に校長の許可を得たうえで徴収や執行する。諸帳簿等についても校内の規定に基づいた保管・運用を行う。

(2) 保護者・地域との連携

- ・部活動参観などの保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者への部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりを進める。

(3) 障害のある生徒の部活動の充実

- ・部活動を通じて、障害のある生徒と障害のない生徒が交流する場を設けるよう努める。